

平17福情答申第1号
平成17年8月5日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(土木局用地部東部用地課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年2月28日付け福土用第741号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「(土地売買契約書)博多区月隈1丁目 328-10 328-15 328-16 博多区月隈3丁目 771-8 771-7 734-2 772-2 487-3 月隈6丁目 184-3 109-2」の一部公開決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

「(土地売買契約書) 博多区月隈1丁目 328-10 328-15 328-16 博多区月隈3丁目 771-8 771-7 734-2 772-2 487-3 月隈6丁目 184-3 109-2 」(以下「本件対象文書」という。)について、福岡市長(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件決定」という)は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成16年11月29日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成15年9月25日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年10月7日、実施機関は、本件対象文書のうち、328-10, 328-15, 771-8, 771-7, 734-2, 772-2, 487-3, 184-3及び109-2の各土地については条例第11条第1項の規定により一部公開決定を行い、328-1, 328-9, 328-14, 334-11, 771-2, 772-1, 772-3, 184-1及び109-1の各土地については不存在を理由として同条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成15年12月9日、異議申立人は、一部公開決定及び非公開決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

エ 平成16年1月8日、実施機関は、異議申立人の異議申立てを受けて、条例第20条第2項の規定に基づき、福岡市情報公開審査会に諮問(第77号)を行った。

オ 平成16年10月29日、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定及び非公開決定において、一部公開決定により非公開とした部分のうち、個人である売主の住所及び氏名並びに契約金額(単価及び持分を含む。)については、公開することが妥当である旨の答申を行った。

カ 平成16年11月29日、実施機関は、条例第20条第3項の規定により一部公開決定に対する異議申立てを一部認容し、本件決定を行い、非公開決定に対する異議申

立てについては、棄却決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

キ 平成17年1月28日、異議申立人は、本件決定及び棄却決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

ク 平成17年2月28日、実施機関は、異議申立人の異議申立てを受けて、条例第20条第2項の規定に基づき、本件決定に対する異議申立てについて福岡市情報公開審査会に諮問を行い、棄却決定に対する異議申立てについては却下決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

ア 口頭意見陳述の手続きの不備について

審査会の意見陳述の通知（平成16年7月7日）を受け、7月10日事務局に口頭意見陳述の意思のあることを電話連絡している。

その後何の通知もなく、答申決定の通知の送付を受け、口頭意見陳述の手続きが無視されたことを確認する。

なお、口頭意見陳述の際、平成15年10月9日付異議申立書の提出後に判明した事実について陳述する予定であった。

イ 前回決定処分後の事実の判明（証拠）

(ア) 771-8の土地について

この地番は771-2（本番）から分筆されているが、この本番を空港が売買契約で取得したとなっているが、空港より売買契約書並びに土地所有権移転登記嘱託書の写の交付を受け、それを吟味した結果原本でないことを確認した。空港も偽造文書と認めた。昭和61年の集団移転により買収したのは空港で、771-8及び771-2の所有権者は登記上の人物ではなく空港であり、空港が相手方でない771-8の登記は不実記載の登記であり、契約書は虚偽公文書違反の代物である。

(イ) 771-8, 328-15, 328-16, 328-10の土地について

734-2の筆跡は本人のものであるが、771-8, 328-15, 328-16, 328-10には、空港事務所の筆跡があり、本人のものでないことは明らかである。

東部用地課の居住証明も印鑑証明もあるとの主張は、本人の捏造承諾のもとで書類は自由にそろえることは出来る。

328の関係では住所表示登記について、実際は昭和53年である住所移転を東部用地課が買収した時期と合致していることをもって不実記載の登記であるこ

とが明らかであり、このことは閉鎖登記を基に法務局を追求して職権を持って登記官に訂正させたことから明らかである。

市役所は証明書に関しては申請を確認するに色々と手順をとっているが、東部用地課の場合、実際の契約者と結託し名目上の契約者をでっち上げてそれに合わせて書類を揃えるという手法をとっていることは明らかである。

(ウ) 184-3, 109-2について

道路に続いている(接続)道路整地で、市が整備した土地であり、以前農地で転用の届出をしているし、本人も市に売っていることを認めている。また道路補助金も出ていてなんで契約を否定するのか行政の透明性が問われるものである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書において、概ね次のように主張している。

ア 本件決定について

本件対象文書の契約相手方の印影は、相手方が個人である場合は、条例第7条第1号に、相手方が法人である場合は、条例第7条第2号に該当することは、既に福岡市情報公開審査会において認められている。

実施機関は、情報公開審査会の答申を尊重し、その判断に従って、契約相手方の印影を除き、公開を実施したものである。

したがって、実施機関が行った本件決定は妥当であり、異議申立てには理由がない。

イ 異議申立人の公文書の真偽に関する主張について

異議申立人は、実施機関が一部公開した文書が真実のものではないとの趣旨の主張を行っているようであるが、この点については、諮問第77号に関し、平成16年5月18日付け福土用第175号にて、貴審査会に提出した追加弁明意見書において契約書の原本の写しであり、「融通契約書」なるものは存在しない旨主張したとおりであり、異議申立人の主張には理由がない。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 審査会の審査手続きについて

ア 異議申立人は、口頭意見陳述の意思のあることを電話連絡したが、その後何の通知もなく、答申決定の通知の送付を受け、口頭意見陳述の手続きが無視されたと主張している。

イ 条例第29条により、審査会は不服申立人等から申出があったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされている。当審査会は、平成16年7月7日異議申立人に対して口頭での意見陳述の意思があるか否か文書で通知した。これに対して、異議申立人は、同年7月10日に電話にて口頭での意見陳述の意思を審査会事務局に伝えたと主張している。しかしながら、異議申立人が主張するような口頭での意見陳述の申出をしたという事実は認められない。

(2) 本件対象文書等について

ア 福岡市は、市内各地で道路整備を行うに当たり、用地の買収を行っているが、本件対象文書は、博多区の特定の地区において本市が道路整備のために買収した土地のうち特定の筆に係る土地売買契約書である。

イ 本件対象文書については、平成15年10月7日付福土用第383-1号により実施機関が行った一部公開決定（以下「第1次決定」という。）に対して公文書公開請求者から異議申立てがなされ、実施機関からの諮問を受けた当審査会においては、第1次決定において不開示とされた部分のうち、個人及び法人の印影を除き、個人の住所・氏名、契約金額、単価、持分は公開すべきである旨の答申（以下「既答申」という。）を行った。

実施機関は、既答申に従って、第1次決定を取り消す旨の決定をした上、個人及び法人の印影以外の部分を全て開示すると本件決定をし、異議申立人に対し、その旨を通知したところ、異議申立人から本件決定について、その取消しを求める旨の異議申立てがなされ、実施機関より、本件諮問に至ったものである。

ウ 本件対象文書の非公開の当否については、当審査会は、既答申において、既にその判断を示しているところであるので、再度判断を行う必要は認められない。

しかしながら、実施機関より諮問されたので、慎重を期するため、異議申立人が主張する点について、以下のとおり検討する。

(3) 異議申立人が公開を求める文書の存否について

ア 公開を求める文書の存否について、異議申立人が主張するような、公示された不動産登記に合致しない売買契約書が別途存在すること及び実施機関が非公開決定により売買契約書が存在しないとしている土地についても契約書は存在するはずであること等については、既答申において当審査会は売買契約書が別途存在することは認められないと判断したところである。

イ また、異議申立人が主張するような新たな事実については、提出された資料を見分するも、既答申の判断を覆すようなものは認められない。

ウ したがって、異議申立人が主張するような、公示された不動産登記に合致しない売買契約書が別途存在するとは認められない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 2月28日	実施機関からの諮問
平成17年 3月31日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年 4月18日	異議申立人が反論意見書を提出
平成17年 4月28日(部会)	審議
平成17年 5月27日(部会)	審議
平成17年 7月28日(部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子